

小規模企業共済制度 加入に際してのご確認

(1) 本制度の運営について

本制度は、小規模企業共済法その他関係法令に基づく共済制度であり、単なる預金制度や積立金制度ではありません。制度への加入資格や、共済金等の額、契約者が遵守すべき事項などは、小規模企業共済法その他関係法令、および制度の運営主体である独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」）が定めた契約約款によります。

(2) 契約の締結について

契約を締結する場合は、中小機構が業務を委託している委託団体または金融機関の受付日（申込みを行った日）をもって契約成立の日とします。なお、中小機構において加入審査後、加入できないことが判明した場合は加入お断りの通知をお送りするとともに、加入申込み時に現金の納付があった場合は当該金額を返金します。（約1～2か月後）。また、契約申込書についてはお返しいたしません。

(3) 掛金および共済金・解約手当金の税法上の取り扱いについて

本制度では、納付した掛金は課税対象となる所得から控除する事ができます。

契約者に支払われる共済金等については、その種類・契約者の年齢・契約期間・受取方法により、税法上の取り扱いが「退職所得」・「公的年金等の雑所得」・「一時所得」のいずれかとなります。このうち、「退職所得」・「公的年金等の雑所得」の場合、中小機構が源泉徴収義務者として共済金等の額から税額を徴収しますが、「一時所得」の場合は受領した年の収入として契約者が税務申告しなければなりません。

(4) 掛金の掛け捨てが発生する場合について

共済事由（事業の廃止、会社の解散、契約者の死亡等）が生じたときに、掛金を納付した機関が6か月に満たない場合、納付した掛金は返還されず掛け捨てになります。また、準共済事由（法人成りし、その会社の役員に就任しなかったとき、65歳未満で会社等の役員を任意退任したとき等）に該当する場合や、自己都合により解約する場合は、掛金が240か月に達しないと、解約手当金の額が納付した掛金の合計額を下回ります。

(5) 請求手続きについて

共済金等請求事由が生じたら、すみやかに共済金の請求手続き、または、事由が発生した日から1年以内に掛金納付月数の通算手続きを、契約者自身（または相続を受ける方）が行わなくてはなりません。なお、事由が発生し、掛金納付月数の通算手続きを行わず共済契約を継続しなかった場合、事由が発生した日以降に納付した掛金は所得控除の対象とはなりません。所得から控除して税務申告していた場合には、修正申告を行う必要があります。

(6) 中小機構が行う共済契約の解除について

納付すべき掛金の払い込みを12か月以上滞納すると共済契約を解除します。(ただし、事業環境の急激な変化や、疾病または負傷等の止むを得ない事情がある場合、「掛止め」を申し入れ中小機構が承諾することにより、6か月または12か月、掛金の納付を中断することもできます。)

また、共済金等の受給に際して、偽りその他不正の行為が確認された場合には、共済契約を解除します。

(7) 共済契約締結後に加入資格がなかったことが判明した場合の取り扱いについて

契約時にさかのぼって契約締結の取り消しを行い、納付した掛金を返還します。

また、その間に納付した掛金を所得から控除して税務申告をしていた場合には、修正申告を行う必要があります。

(8) 掛金の納付に指定する口座について

本制度は契約者個人の契約となるため、掛金を引き落とす口座には契約者本人の個人口座のみ指定できます。会社名・屋号付き、通称名、旧姓、他人名義等の口座を指定することはできません。

(9) 届け出の義務および中小機構からの郵便物について

加入申し込み時に届け出た事項(契約者本人あるいは共同経営者の属する事業主の住所・氏名等、また会社等の所在地・名称等)に変更が生じた場合、所定の用紙ですみやかに中小機構に届け出なければなりません。変更の届け出を行わないことで中小機構からの郵便物をお届けできない場合、中小機構が知り得た最終の住所等に送付後、通常到達するために要する期間を経過したときに郵送物が到達したものとみなします。なお、共同経営者の地位で加入された方については、引き続きその地位にあることを証明するため、加入から3年毎に中小機構が指定した書類を中小機構に送付する必要があります。

反社会的勢力の排除に関する取扱いについて

(10) 反社会的勢力対応規程(契約申込書本人控え裏面掲載)第2条に掲げる反社会的勢力(暴力団等)に該当することが判明した場合、ならびに反社会的勢力に該当しないことおよび自らまたは第三者を利用し同規程第6条第1項各号に掲げる暴力的な要求行為を行わないことを表明・確約いただけない場合は、加入申込みをお断りします。

(11) 加入後に反社会的勢力であることが判明した場合、または暴力的要求行為等をした場合には、共済契約が無催告で解除されることがあります。この場合、納付した掛金は返還しません。(解約手当金等は支払われません。)

2016年11月28日現在